

## (2) 大気汚染に係る基準

### ア 大気汚染に係る環境基準

汚 染 物 質	環 境 基 準
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) ※1	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM) ※3	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること
光化学オキシダント ※2	1時間値が0.06ppm以下であること
二酸化いおう (SO <sub>2</sub> ) ※3	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素 (CO) ※3	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> ) ※3	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること
ベンゼン ※4	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること
トリクロロエチレン ※4	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること
テトラクロロエチレン ※4	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること
ジクロロメタン ※4	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること
ダイオキシン類 ※5	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること

- 備考1. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。  
平成21年9月9日に環境基準が設定された。
4. ※1：長期的評価（年間）のもの  
 ※2：短期的評価（条件どおり）のもの  
 ※3：長期的評価（年間）と短期的評価（条件どおり）があるもの  
 ※4：有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係るもの  
 ※5：ダイオキシン類に係る環境基準

### イ 光化学スモッグ注意報等の発令基準

区 分	発 令 基 準
光化学スモッグ注意報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ重大緊急警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時